

安芸太田町国民保護協議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、安芸太田町国民保護協議会条例（平成18年安芸太田町条例第17号）第7条の規定に基づき、安芸太田町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるとする。

(会議)

第2条 協議会の会議（以下「会議」という。）の招集は、開催日時及び場所並びに付議事項を示して署名により通知するものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りではない。

(委員の代理)

第3条 委員（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第4項第8号の規定に基づき任命された委員は除く。）は、やむをえない理由により会議に出席できないときは、その属する機関の職員のうちから代理者を選任し、その者を出席させることができる。

2 前項の代理者は、会議の議事に参画することについては、委員とみなす。

(専決処分)

第4条 会長において会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。

3 第1項に定める場合のほか、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、町長の定める機関において処理する。

附 則

この規程は、平成18年6月30日から施行する。